

奈良県告示第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南花内土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十七年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	津山 隆良	葛城市南花内二二一
〃	吉村 徳雄	〃 三七一
〃	湊打 清	〃 一四一
〃	堀内 忠樹	〃 五一
〃	山本 俊治	〃 三五
監事	谷口 之佐子	〃 四三一
〃	堀内 克子	〃 一四〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	堀内 嘉行	葛城市南花内一五九一
〃	平川 守弘	〃 二〇
〃	堀内 千代子	〃 五七一
〃	津山 多美子	〃 五二二
〃	堀内 かず子	〃 一三二
監事	堀内 芳子	〃 三
〃	津山 棟子	〃 三〇